

令和4年度 指宿市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

厚生労働省は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業を実施するものとしている。

指宿市においては、保健事業実施指針に基づき、「保健事業実施計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、重症化予防等の保健事業の実施を行うものとする。

また、本計画は特定健康診査等実施計画及び健康増進計画、データヘルス計画との整合性を踏まえた上で単年度の計画とする。

2 指宿市国民健康保険の現状

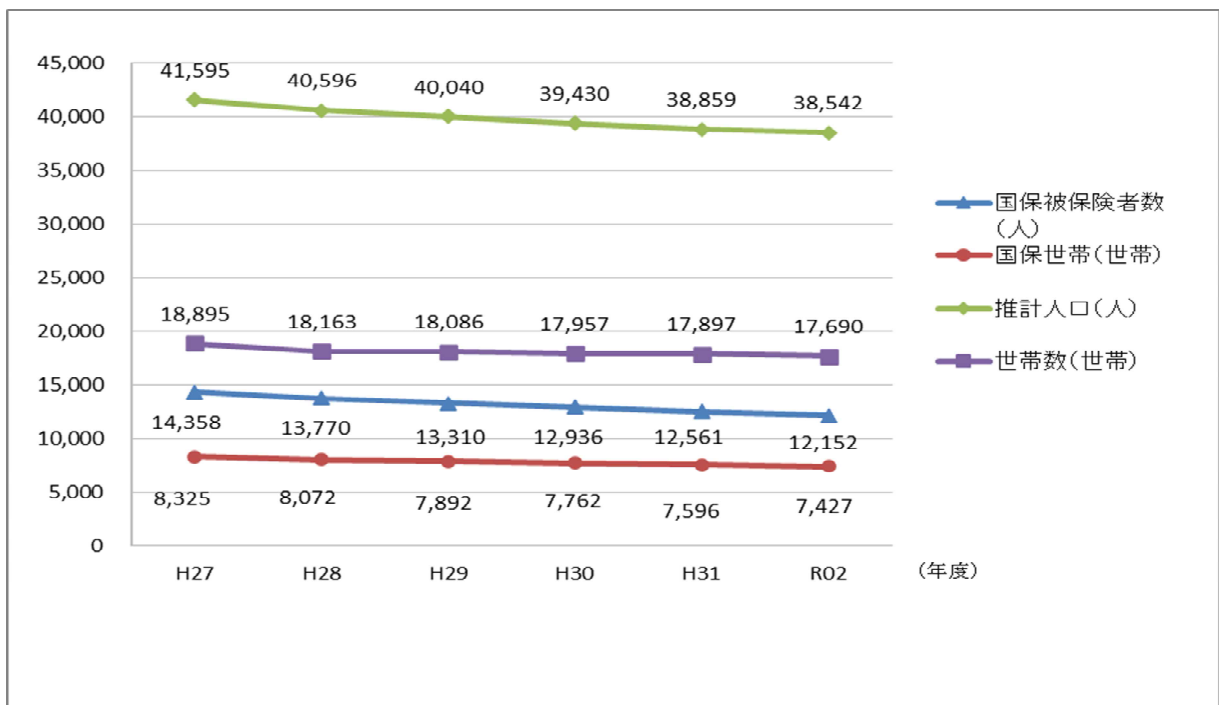
(1) 被保険者数、世帯の推移

本市の人口は、年々減少しているが、世帯数は横ばい傾向である。国民健康保険については、被保険者数及び世帯数ともに減少の一途をたどっている。

また令和2年度の国民健康保険加入率は、市の人口の約32.3%となっている。

《指宿市の人口及び国保被保険者数等の推移》

	H27	H28	H29	H30	H31	R02
国保被保険者数（人）	14,358	13,770	13,310	12,936	12,561	12,152
国保世帯（世帯）	8,325	8,072	7,892	7,762	7,596	7,427
推計人口（人）	41,595	40,596	40,040	39,430	38,859	38,542
世帯数（世帯）	18,895	18,163	18,086	17,957	17,897	17,690



※各年度の本市の世帯数及び人口は年度末数値、国保世帯数及び国保被保険者数は年度平均の数値。

※鹿児島県国民健康保険事業状況 Ⅲ統計表第1表参照（各年度末の数値）

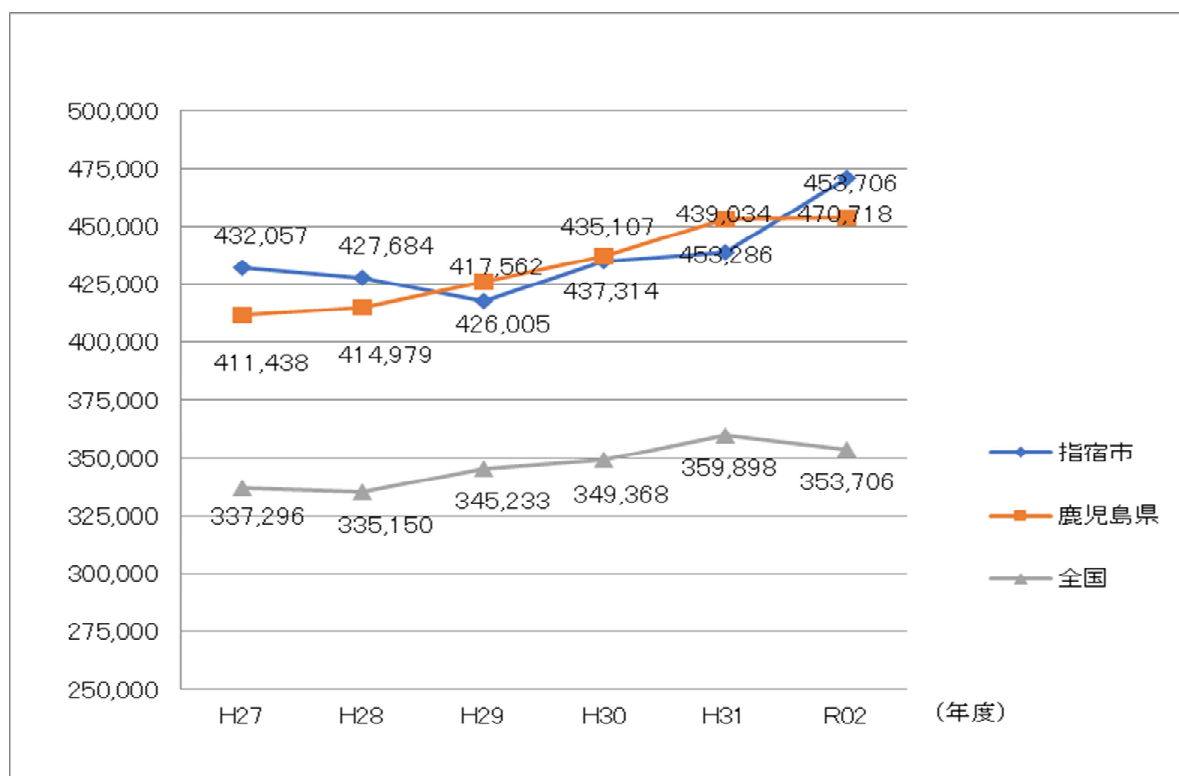
(2) 一人当たりの医療費の推移

一人当たりの医療費は、平成28年度、29年度と2年連続で低くなったが、平成30年度、平成31年度は前年度から毎年増加となり、令和2年度は前年度比約31,000円となり、過去10年来最高額となっている。

《一人当たりの医療費の推移》

単位：円

	H27	H28	H29	H30	H31	R02
指宿市	432,057	427,684	417,562	435,107	439,034	470,718
鹿児島県	411,438	414,979	426,005	437,314	453,286	453,706
全国	337,296	335,150	345,233	349,368	359,898	353,706



(3) 国保財政の状況について

令和2年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入が約71億451万円、歳出が約70億1,820万円、形式収支は約1億8,631万円の黒字となり、平成28年度から5年連続で黒字収支となった。昨年度（平成31年度）と比較すると、歳入は約3億3,194万円の増額、歳出も約3億5,445万円の増額となり、いずれも増額となっている。

歳出の約7割を占める保険給付費は、平成29年度までは減少傾向にあったが、平成30年度は増加に転じ、令和2年度は前年度と比較すると約2億6,753万円増額となった。

形式収支は、平成28年度から5年連続で黒字収支となったが、実質単年度収支は法定外繰入金・財政調整基金繰入金による財源確保、保険給付費の前年度償還金が生じたため、前年度精算に伴う、一般被保険者償還金及び退職被保険者償還金が生じたため、約2億2,505万円の赤字収支となった。

なお、繰上充用は、平成27年度の赤字決算に伴う平成28年度充用を最後に行っていない。税負担緩和を目的とした法定外繰入は、令和5年度の解消を目標に平成30年度は1億5,000万円、以後毎年3,000万円減の財政健全化計画に基づき繰入を行っている。

< 歳入 >

単位：円

科 目	令和2年度		平成31年度		差 引 [①-②]
	決算額①	構成比	決算額②	構成比	
国民健康保険税	1,066,659,365	15.02%	1,146,731,947	16.94%	▲80,072,582
使用料及び手数料	632,100	0.01%	733,400	0.01%	▲101,300
県支出金	5,188,824,832	73.05%	4,906,646,660	72.46%	282,178,172
財産収入	84,270	0.00%	73,151	0.00%	11,119
繰入金	814,537,898	11.47%	694,099,285	10.25%	120,438,613
繰越金	1,000	0.00%	1,000	0.00%	0
諸収入	18,560,923	0.26%	20,455,816	0.30%	▲1,894,893
国庫補助金	13,979,000	0.20%	2,593,000	0.04%	11,386,000
歳入決算額合計③	7,103,279,388	100.00%	6,771,334,259	99.96%	331,945,129

< 歳出 >

単位：円

科 目	令和2年度		平成31年度		差 引 [④-⑤]
	決算額④	構成比	決算額⑤	構成比	
総務費	28,503,186	0.41%	29,524,456	0.44%	▲1,021,270
保険給付費	4,964,541,503	70.74%	4,697,009,151	70.49%	267,532,352
国民健康保険事業費納付金	1,927,812,706	27.47%	1,839,753,255	27.61%	88,059,451
共同事業拠出金	600	0.00%	590	0.00%	10
保健事業費	69,388,729	0.99%	65,298,924	0.98%	4,089,805
基金積立金	84,241	0.00%	73,123	0.00%	11,118
公債費	0	0.00%	0	0.00%	0
諸支出金	27,873,136	0.40%	32,093,571	0.48%	▲4,220,435
前年度繰上充用金	0	0.00%	0	0.00%	0
歳出決算額合計⑥	7,018,204,101	100.00%	6,663,753,070	100.00%	354,451,031

< 収支・基金保有額 >

単位：円

収 支	令和2年度 ⑦	平成31年度 ⑧	差 引 [⑦-⑧]
形式収支 [⑤ - ⑥]	85,075,287	107,581,189	▲22,505,902
実質単年度収支※1	▲292,567,472	▲130,052,688	▲162,514,784
基金保有額(年度末)	113,235,882	293,297,452	▲180,061,570

※1 実質単年度収支：歳入の一般会計繰入金（財源不足補填分）、基金繰入金、前年度繰越金及び歳出の基金積立金、公債費、前年度繰上充用金を除いた単年度収入と単年度支出の差額。

(4) 特定健診受診率，特定保健指導実施率について

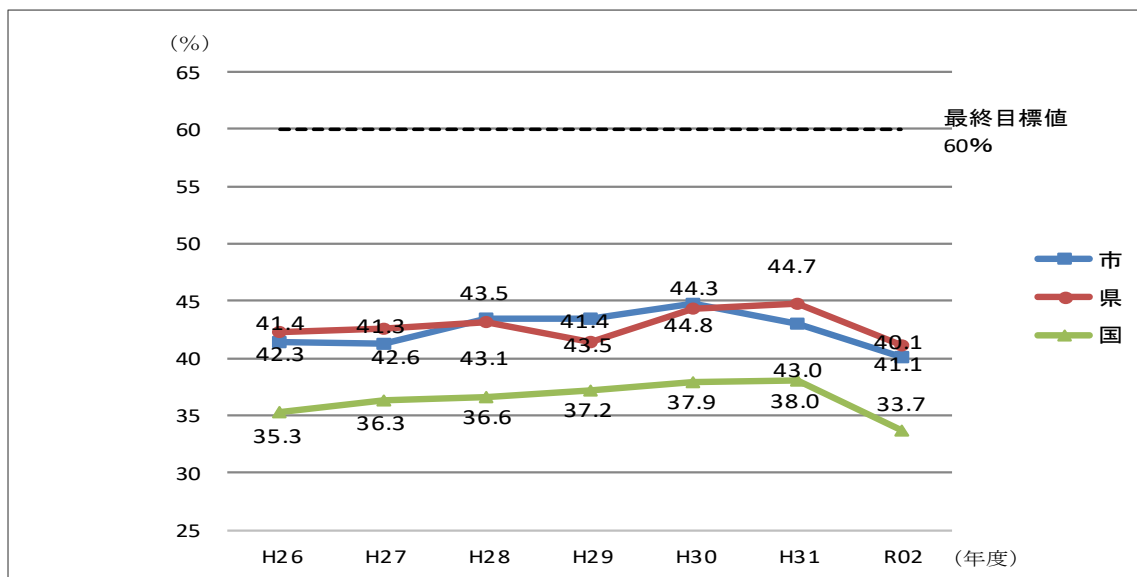
特定健診は，平成20年度から始まっており，受診率は40%前後で推移している。国が示す平成35年度までの最終目標値60%を達成するには，より一層取り組みを強化し，受診率向上への努力が必要である。

《特定健康診査受診率の推移》

単位：％

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02
市	41.4	41.3	43.5	43.5	44.8	43.0	40.1
県	42.3	42.6	43.1	41.4	44.3	44.7	41.1
国	35.3	36.3	36.6	37.2	37.9	38.0	33.7

(法定報告)



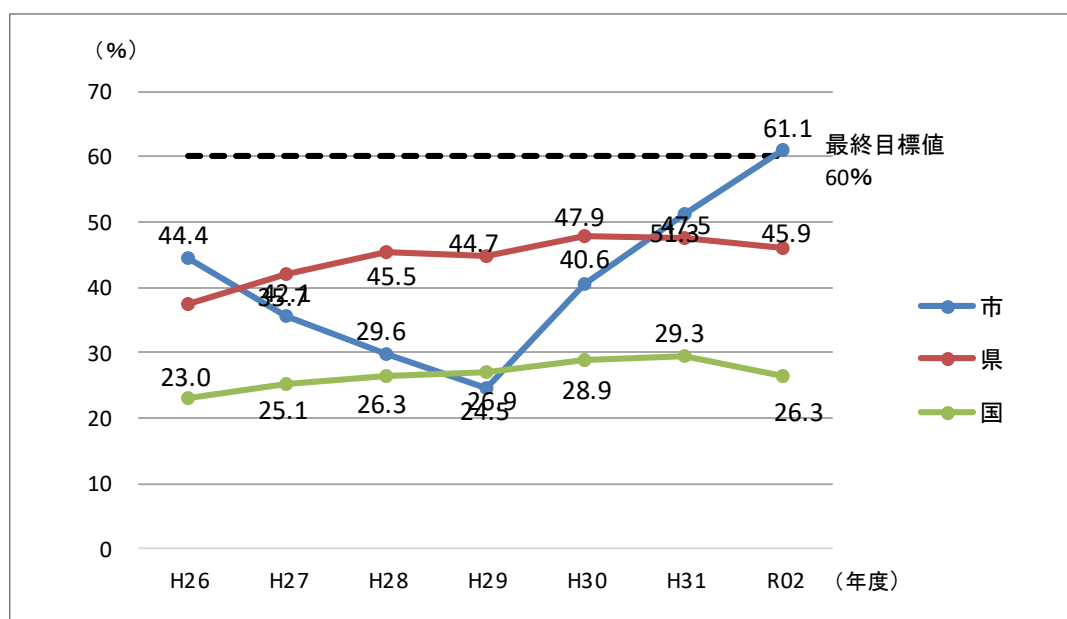
特定保健指導もまた、最終目標を60%に設定しており、特定健診同様取り組み強化に向けた努力が必要である。

《特定保健指導実施率の推移》

単位：％

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
市	44.4	35.7	29.6	24.5	40.6	51.3	61.1
県	37.5	42.5	45.5	44.7	47.9	47.5	45.9
国	23.0	25.1	26.3	26.9	28.9	29.3	26.3

(法定報告)



(5) 医療費統計(中分類による疾病別)

	生活習慣病【高血圧・2型糖尿病・脂質異常】を含む
	生活習慣病が基礎疾患となり、重症化した疾病を含む
	新生物
	精神疾患及び神経系の疾患

総合計	医療費総計(円)	レセプト件数(件)	患者数(人)
	5,142,950,270	172,895	10,943

【医療費上位 10 疾病】

令和2年度の医療費の上位 10 疾病を次に示す。精神疾患・神経系の疾病が上位を占めており、生活習慣病による疾病は医療費全体の約 10.5%となっている。

順位	中分類疾病項目		医療費(円)	医療費総計全体に対して占める割合(%)	患者数(人)
1	0606	その他の神経系の疾患	351,832,167	6.8%	2,724
2	0210	その他の悪性新生物<腫瘍>	311,867,222	6.1%	1,702
3	1402	腎不全	304,052,891	5.9%	410
4	0503	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	295,880,891	5.8%	465
5	1113	その他の消化器系の疾患	219,879,133	4.3%	4,054
6	0402	糖尿病	200,411,131	3.9%	3,298
7	0901	高血圧性疾患	197,147,357	3.8%	4,675
8	0903	その他の心疾患	149,307,252	2.9%	1,917
9	0906	脳梗塞	144,312,114	2.8%	1,107
10	1302	関節症	133,607,219	2.6%	1,286

【患者数上位 10 疾病】

令和2年度の医療費のうち患者数上位 10 疾病は次のとおりである。生活習慣病の患者数が上位を占めており、患者数全体に対して占める割合も高い。生活習慣病の予防のためにも、疾病の早期発見・早期治療が重要となる。

順位	中分類疾病項目		医療費(円)	患者数(人)	患者数全体に対して占める割合(%)
1	0901	高血圧性疾患	197,147,357	4,675	42.7%
2	1113	その他の消化器系の疾患	219,879,133	4,054	37.0%
3	0402	糖尿病	200,411,131	3,298	30.1%
4	1202	皮膚炎及び湿疹	33,088,341	3,022	27.6%
5	1105	胃炎及び十二指腸炎	31,665,691	3,010	27.5%
6	0403	脂質異常症	84,610,159	2,934	26.8%
7	1800	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	71,930,790	2,821	25.8%
8	0703	屈折及び調節の障害	11,543,865	2,769	25.3%
9	0606	その他の神経系の疾患	351,832,167	2,724	24.9%
10	0704	その他の眼及び付属器の疾患	77,888,061	2,605	23.8%

データ化範囲(分析対象)・・・対象診療年月は令和2年3月～令和3年2月診療分(12カ月分)。

資格確認日…各月、1日でも資格があれば分析対象としている。

株式会社データホライゾン 医療費分解技術を用いて疾病毎に点数をグルーピングし算出。

3 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

「特定健診等実施計画（第3期：平成30年度～平成35年度）」に基づいて、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

また、受診率向上のため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) データ分析に基づく保健事業の推進

国保データベースシステム（KDBシステム）、新医療費分析システム等を活用し、被保険者の健診データと医療費データとの突合分析等を行い、個々の被保険者の状況を把握し、それぞれに応じた保健指導を実施する。

(3) 疾病予防・普及啓発事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防を図るため、多様な年齢層の被保険者が参加し易い医療・保健に関する普及啓発事業、健康づくりを実施する。

(4) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

4 具体的な取り組み

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

事業名等	事業内容等				
特定健康診査	<p>【目的】 「特定健診等実施計画（第3期）」に基づき、特定健康診査の対象者を的確に抽出し、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査を実施する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：6月から12月末まで（集団脱漏健診は、翌年1月下旬に1日間実施予定） ・対象者全員に受診券を送付するとともに、市広報紙やホームページ等で周知する。 ・受診し易い環境づくりのため、集団健診・個別健診・人間ドックの選択方式、各種がん検診等との同時実施、土・日曜日健診などを行う。 ・身体計測、血圧、採血（肝機能・腎機能・貧血等）、尿検査等の基本的な健診項目に加え、医師の診断に応じて、心電図検査等の追加項目の検査を実施する。自己負担額は無料。 ・未受診者対策として、雇い上げ看護師による訪問指導による受診勧奨を行う。 <p>【特定健康診査受診率の目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和4年度目標</td> <td>令和2年度実績</td> </tr> <tr> <td>54.0%</td> <td>40.1%</td> </tr> </table>	令和4年度目標	令和2年度実績	54.0%	40.1%
令和4年度目標	令和2年度実績				
54.0%	40.1%				

事業名等	事業内容等				
特定保健指導	<p>【目的】 「特定健診等実施計画(第3期)」に基づき、特定健康診査の結果、「積極的支援」「動機付け支援」に階層化された対象者に、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努める。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積極的支援」「動機付け支援」のプログラム初回面接は、対象者が参加し易いように個別又はグループで行う。 ・特定保健指導の対象とならなかった方にも、個々のリスクに着目した保健指導を行う。 ・指宿医師会と協力して行う。 <p>【特定保健指導実施率の目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度目標</th> <th>令和2年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60.0%</td> <td>61.1%</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年度目標	令和2年度実績	60.0%	61.1%
令和4年度目標	令和2年度実績				
60.0%	61.1%				

(2) データ分析に基づく保健事業の推進

事業名等	事業内容等
データ分析に基づく保健事業の推進	<p>【目的】 レセプトから医療費の分析を行い、医療費適正化を目的とした「データヘルス計画(第2期：平成30年度～平成35年度)」に基づき、保健事業を実施する。</p> <p>【実施方法】 「データヘルス計画(第2期)」の内容を評価した上で、新医療費分析システム等で得られた医療費の分析結果から、健康課題を把握し、それに沿った事業計画・実施・評価を行う。</p>

(3) 疾病予防・普及啓発事業の推進

事業名等	事業内容等
脳卒中对策事業	<p>【目的】 特定健診の結果、高血圧・糖尿病・脂質異常症で受診勧奨値にあるが未治療の者に対し、脳卒中等の重症化予防を目的に、減塩指導(生活改善指導等)や頸部エコー検査を行う教室を実施する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：特定健診受診者のうち、高血圧治療ガイドラインに基づいて抽出。 ・方法：対象者へ通知し、頸部エコー検査受診券を発行する。 ・減塩指導：塩分摂取量測定(尿検査)・管理栄養士による減塩指導を実施する。 ・頸部エコー：頸部エコー検査の実施結果については検査技師等から説明する。

事業名等	事業内容等
糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>【目的】 糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・治療中断者を治療に結びつけるとともに、糖尿病で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して保健指導を行い、重症化を予防する。</p> <p>【実施方法】 鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・未治療者：特定健診の結果，糖尿病で受診勧奨値にあるが未治療の者に対し，文書で受診勧奨し，後日訪問指導を実施する。 ・治療中断者：レセプトデータ等から抽出された対象者に，文書で受診勧奨し，後日訪問指導を実施する。 ・治療中の者：保険者が抽出した対象者について，かかりつけ医と連携しながら生活習慣改善等の保健指導を実施する。 </p>
慢性腎臓病（CKD）等重症化予防事業	<p>【目的】 慢性腎臓病（CKD）等の重症化を防ぐことで患者のQOLを維持するとともに，新規人工透析患者を抑制し，高額な医療費の発生を防ぐ。 そのため，健診等で腎臓等の異常がある重症化リスク者へ受診勧奨を含む保健指導を行い，医療が必要な者へかかりつけ医及び腎臓専門医と連携して診療できる体制を構築し，重症化を予防する。</p> <p>【実施方法】 慢性腎臓病（CKD）等の腎疾患の重症化リスク者（未治療者・治療中断者）へ，治療へ結びつけられるよう，訪問等で受診勧奨及び保健指導を行い，医療が必要な者へ，かかりつけ医及び腎臓専門医と連携して診療できる体制を構築し，重症化を予防する。</p>
人間ドック	<p>【目的】 生活習慣病の予防，自分自身の健康管理，病気の早期発見・早期治療のため人間ドック受診者への助成事業を行う。</p> <p>【実施方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：国民健康保険に加入している30歳から74歳までの人。 ・受診機関：市内医療機関9か所（指宿医師会委託） JA厚生連健康管理センター， 鹿児島県民総合保健センター ・助成額：一人当たり 19,000 円 </p>

事業名等	事業内容等
健幸マイレージ制度・健幸ポイントプロジェクト	<p>【目的】 健康づくりに対して無関心な層も含めた多数の住民が、インセンティブを付与することにより、健康づくりに興味を持ち、より健康寿命の延伸が得られることを目的とし、健診受診率向上にも繋げていく。</p> <p>【実施方法】 (健幸マイレージ制度) <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の特定健康診査受診者（人間ドック受診者も含む）がん検診受診者は、自動的に1口応募となる。 ・広報紙，チラシ，SNS等で周知する。 ・年2回抽選を実施し，地域商品券等が当たる。当選者の発表は，広報紙で周知するほか，賞品の発送をもって代える。 (健幸ポイントプロジェクト) 参加者は，専用の活動量計またはスマートフォンアプリを携行し，ウォーキングや健康づくりに取り組み，市内8箇所（なのはな館，各支所等）のデータ拠点施設やコンビニ等で歩数や体組成のデータを管理システムに定期的に登録する。成果に応じてポイントが付与され，貯まったポイントは，年3回清算され，地域商品券に交換できる。</p>

事業名等	事業内容等
温泉入浴事業	<p>【目的】 地域資源である指宿の温泉を活用して健康づくりを楽しむため、指宿市内全域の65歳以上と身体障害者手帳保持者を対象に、砂むし温泉「砂楽」、ヘルシーランド・レジャーセンターかいもん温泉保健保養館の温泉入浴助成をする。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂むし温泉「砂楽」 申請場所：砂むし温泉「砂楽」 一人年間24枚無料入浴券 ・ヘルシーランド・レジャーセンターかいもん温泉保健保養館 申請場所：指宿・山川・開聞の国民健康保険担当課 200円の定額助成：一人年間48枚
水中運動教室	<p>【目的】 地域資源である指宿の温泉及び温水プールを活用して、水中運動プログラムを楽しみながら行うことで、肥満や高血圧症等を解消し、メタボリックシンドロームを予防する。</p> <p>【実施方法】 開催方法：年13回コースを市内3施設で業務委託にて実施。広報紙等で周知し、募集する。</p> <p>実施内容：アクアウォーキング、ストレッチ、筋力トレーニング(低強度)を組み合わせた水中運動、血圧測定等健康チェック</p> <p>【目標】 参加者数45名(15人×3施設)</p>
重複・頻回訪問指導事業	<p>【目的】 重複受診・多受診の対象者に適正受診の指導の充実強化を図る。</p> <p>【実施方法】 国保連合会からの情報及び(株)データホライズンによる保健事業支援システムより抽出される対象者リストに基づいて、看護師による個別訪問を行い、適正受診を指導する。 重複服薬が確認された場合は、お薬手帳の活用も含めた指導を行う。</p>
服薬情報通知事業	<p>【目的】 多剤重複服薬情報の通知により、服薬状況の改善と患者負担の軽減、及び医療費の適正化を図る。</p> <p>【実施方法】 ひと月に2医療機関以上、対象医薬品8種類以上服用しており、抽出要件に該当する者に「服薬情報通知書」を通知する。</p>

事業名等	事業内容等
医療費通知	<p>【目的】 健康と適正受診の必要性や国民健康保険制度に対する理解を深めることを目的に、受診状況が容易に確認でき、自己負担分のみならず医療費全体の内容等が把握できる通知書を送付する。</p> <p>【実施方法】 ・受診歴のある世帯の世帯主に対し、通知する。(年4回)</p>
後発医薬品 普及促進	<p>【目的】 患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努める。</p> <p>【実施方法】 ・後発医薬品に切り替えた場合の差額（負担軽減額）をお知らせする「後発医薬品利用差額通知書」を対象者に通知する。 ・「ジェネリック医薬品希望シール」を被保険者証の更新時に全被保険者に同封するとともに、市役所窓口において希望者に配布する。 ・ジェネリック医薬品の周知・活用を図るため、毎年8月の被保険者証切替時に、全世帯に配布するチラシへの掲載や、医療費通知の紙面で周知を図る。</p> <p>【目標】 後発医薬品の使用割合 90%</p>
健幸アンバサ ダー養成講座	<p>【目的】 市から提供される健康情報を「自分のため」＋「大切な人のため」に心に届く情報として伝え拡散する役割を担う健幸アンバサダーを養成することで、健康づくり無関心層にも働きかけ、行動変容につなげることを目的とする。</p> <p>【実施方法】 ・参加希望者のライフスタイルに合わせ、教室型とWEB参加型の養成講座を実施し、健幸アンバサダーの養成を行う。 ・健幸アンバサダーは、概ね3か月毎に届く「健幸アンバサダー通信」や市からの情報等をもとに身近な方に健康情報を口コミで伝える。</p>

事業名等	事業内容等
健幸運動教室	<p>【目的】 ICTを活用した科学的根拠に基づく運動教室の拠点展開により、市民の健康づくりの実践を支援し、生活習慣病や要介護状態になることを予防し、医療費や介護給付費等の抑制を図る。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診結果に基づいて抽出された対象者に個別案内を行う。その他、チラシ、SNS等で周知し募集する。 ・ 筑波大学の研究成果に基づく個別の運動プログラムを作成できるシステムを利用する。 ・ 医療、介護分野との連携を視野に、市内の医療機関等と事業運営に関する連携を行い、事業効果の拡大を図る。
健康づくりの推進	<p>【目的】 関係課・係との連携により、健康づくり事業を推進する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区で開催される健康まつり等への講師等の派遣 ・ 各種健康診査を積極的に推進し、保健師・管理栄養士等による健康教育、健康相談等を行う。
広報紙等の利用	<p>健康づくりや健康診査等の保健事業に関するお知らせ、保険税納付や適正受診等の呼びかけ、給付や負担軽減制度等の周知、国民健康保険の運営状況などについて、広報紙等を利用し周知する。</p>
ホームページの充実	<p>各種制度や手続等についてお知らせしているホームページを充実させ、常に新しい情報を分かり易く発信するよう努める。</p>

(4) 推進体制

